

一般社団法人薬学教育評価機構
評価実施員の選出に関する規則

(目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人 薬学教育評価機構（以下「機構」という）評価事業基本規則第 33 条に定めるところにより、評価実施員の選出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(推薦母体)

第 2 条 評価実施員の候補者は、以下から推薦された者とする。

- (1) 社員である薬科大学・薬学部が推薦する現職の専任教員
- (2) 社員である日本薬剤師会および日本病院薬剤師会が推薦する薬剤師
- (3) 評価委員会が推薦する薬剤師育成の教育・研究に見識を持つ有識者

2 推薦された者は、本機構の評価者研修委員会が開催する評価者研修会の全課程を原則として受講しなければならない。

(評価実施員の選任)

第 3 条 評価実施員は、評価実施員候補者の中から評価委員会幹事会が選出し、本機構評価事業基本規則第 19 条第 2 項に定めるところにより、評価委員会が選任する。

(その他)

第 4 条 この規則の改廃は、評価委員会が決定する。

附則 この規則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。